

# 本システムの利用に関する自治体としての方針



静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課

# 1 本市の方針

## ● 背景

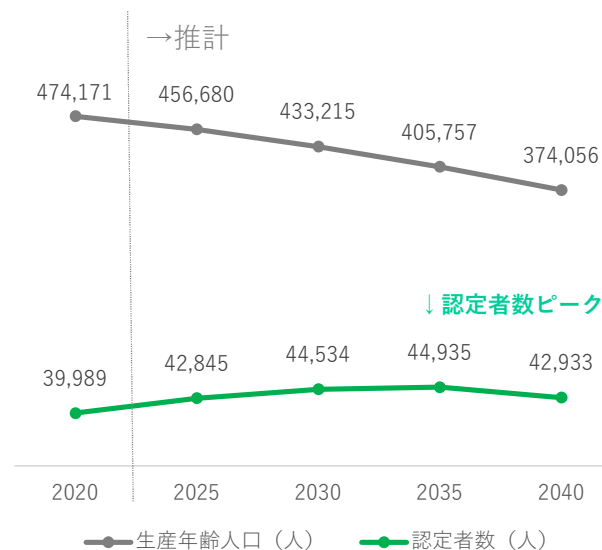
- ・ 介護人材不足の深刻化
- ・ 介護現場の業務負担軽減が急務
- ・ 行政としても支援が必要

これまでも県と連携し雇用支援等の取組を実施しているが限られた人材の中でサービスの質を維持・確保する仕組みについても支援していく

→その一助として本システムの利用促進を支援

## ● 方針

- ・ 可能な限り早期に、全事業所が本システムを導入済の状態にする
- ・ 業務負担軽減により生み出した時間や人手の余裕を、質の向上に活用していただく  
本市としても、そのために必要な支援を行なっていく



### 静岡市の場合

- ・ 生産年齢人口が減少
- ・ 認定者数は増加  
(団塊の世代の75歳到達の影響)

## 2 本市の導入状況

### ● 令和5年10月10日時点、59事業所が登録済

※WAM NET参照 (<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/ascity?Open>)

サービス種別	葵区	駿河区	清水区
居宅介護支援	7	3	5
訪問介護	1	3	1
通所介護	3	1	7
認知症対応型通所介護	—	2	2
地域密着型通所介護	—	3	1
訪問リハビリテーション	2	—	—
通所リハビリテーション	2	1	—
短期入所生活介護	1	—	3
小規模多機能型居宅介護	—	1	—
介護老人福祉施設	1	—	3
介護老人保健施設	4	—	—
特定福祉用具販売・福祉用具貸与	—	1	2
計	21	14	24

・ 浜松市は**112**事業所が登録済、静岡県全体では**372**事業所

## 2 本市の導入状況

### ● 導入にあたり課題だと考えられること、市の考え方

#### 1. 利用している事業所が少ない（業務負担軽減の効果が得にくい）

→市も積極的に周知や支援を行い利用促進に努めます（今回のキャンペーン等もその一助です）。  
またその他案があれば是非ご意見いただければと思います。

#### 2. 費用が高い（年間21,000円）

→利用する事業所数が増加することで費用対効果が見込めると考えるため、上記1のとおり周知や支援を行います。  
また今年度については、本日説明のあるキャンペーンの利用もご検討ください。

#### 3. 介護ソフトのベンダーが対応していない

→本システムの利用事業所数は全国的に増加しており、通常使用するシステムになっていくことが想定されます。  
早期導入に向けて、現行ソフトのベンダーに対応方針を確認したり、対応を求める等が考えられる。本システムのメリット等を踏まえて、システム環境の見直しも選択肢になります。

#### 4. 使い方に関するサポート体制を充実してほしい（使い方がよくわからない）

→本研修会の資料やヘルプデスクのサイトをご活用ください。<https://www.careplan-renkei-support.jp/>  
また別途研修開催についても検討いたしますのでお声がけください。

# 3 制度の確認、運営指導について

## ● ケアプランへの同意と介護サービス事業所への交付

- 1 「居宅介護支援事業所に保管するケアプラン」と「利用者とサービス事業所に交付するケアプラン」の取扱は異なるため、切り分けて考えるべきである。
- 2
  - ・ ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。
  - ・ 居宅介護事業所に保管する第6表「サービス利用票（控）」に利用者の確認を受けることとしている。
- 3
  - ・ ケアプラン原案に対する利用者の同意や第6表「サービス利用票（控）」の確認については、電磁的方法によらない場合は、利用者の署名等が必要となる。
  - ・ 相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができる。
  - ・ このように、文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い（電子署名や電子メール）を確認することで把握できる。
- 4 このため、本システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、**ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無を介護サービス事業所が確認する必要はない。同様に、第6表の利用者の同意の有無についても、サービス事業所が確認する必要はない。**

# 3 制度の確認、運営指導について

## ● 関連規定と解説

### 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年3月31日号外厚生省令第38号)

#### 第13条第10項

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、**文書により利用者の同意を得なければならない。**

#### →ケアプラン原案に対して同意を得る。

- ・原案から変化がない場合、原案がそのままケアプランになる
- ・同意を得る方法は、電磁的な方法・ケアプランに同意欄を設ける・同意書のような書類への署名や捺印、がある。

#### 第13条第11項

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

#### →利用者と介護サービス事業所にケアプランを交付する。

- ・交付するのは「ケアプラン」であり、「印刷されたケアプラン（同意の署名等があるもの）」である必要はない

### 2 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について (平成11年3月31日老企発第29号)

#### 居宅サービス計画書記載要領 第6表⑬「利用者確認」

居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない。

#### →第6表に利用者確認（電磁的方法や署名、捺印等）を受ける

- ・利用者の確認が必須になるのは、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）」である。そのため、介護サービス事業所に交付する第6表「サービス提供票」に利用者確認の署名等が入っている必要はない。

## 3 制度の確認、運営指導について

### ● サービス提供票の交付

- ・本システムによる交付（送受信履歴等）が確認できれば問題ない。

### ● サービス提供票の保管方法

- ・電磁的方法による保管が可能であり、本システムによりダウンロードされたファイル、または介護ソフト上に取り込まれた実績または予定を確認できれば問題ない
- ・居宅介護支援事業所においては、利用者の確認を受けたサービス利用票（控）が保管されている必要がある

上記の書類に限らず、運営指導における書類確認は、必ずしも紙媒体ではなく、事業所に備え付けられたパソコンによる閲覧といった対応が可能。利用者の同意を署名や捺印で得ている場合、当該書類については実際に同意を得た書面が必要になる。

## 4 利用事業所の声



事業所名 しずてつケアステーション北安東  
担当者名 大城 さと美 様  
システム利用開始月 令和5年4月から

Q1

「ケアプランデータ連携システム」を利用しようと思ったきっかけはなんですか？

A1

弊社では独自にロボットを活用することによる、提供票自動送信（FAX）を行っています。  
ケアプランデータ連携システムを導入することで、さらなる業務削減が期待できると思い、利用を開始しました。

Q2

利用開始～現在の利用状況はいかがですか？

A2

現在ではテスト運転として1事業所とのやりとりを行っています。  
通所及び訪問介護サービスの提供票を居宅介護と送受信しており、利用している請求システムへの取り込みについても問題なく行えています。



## 4 利用事業所の声

Q3

利用して良かったことはなんですか？

A3

現在は1事業所のみのはやりとりであるため、大きな業務削減効果を実感するまでには至っていません。

しかしながら、本システムが普及し、全事業所とのデータ連携が可能となれば、業務負担の軽減、人件費の削減、人的ミスの削減、環境配慮等、大きな効果が得られると体感することができました。

### ● 未利用の事業所の皆様へ

現在は登録している事業所数が少ないため、これまでの作業との並行稼働又は重複作業になり負担になると感じてもらっていると思います。

普及し効果を感じられるまでの過渡期は一時的に負担になりますが、**システム導入により介護DX化を促進し、お互いの介護業務の負担軽減をはかることができれば**と考えております。

### ● その他行政等に支援を求めること

**もっと多くの事業所が登録してもらえるように支援してほしい。**

導入事業所を評価する加算を設ける、利用におけるサポートの充実を図る等の導入促進策をご検討いただければ幸いです。

## 5 関連情報

### ● 介護分野ICT化等事業費補助金（静岡県）

- ・ 介護ソフト及びタブレット端末等の導入に係る経費の **2分の1** を補助するもの。
- ・ 毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も、当該年度3月末までに係る経費は対象となる。
- ・ 介護ソフトについては、**ケアプラン標準仕様に準拠していること等**が補助要件とされている。その他条件については以下HP（静岡県介護保険課）参照。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/kaigohoken/1040743/1023072.html>

- ・ 令和5年度の申請は9月22日（金）まで。令和6年度については**令和6年7月以降に周知予定**。

静岡市HPでも、ヘルプデスクや導入事業所名がわかるサイト等をまとめて掲載しています  
[https://www.city.shizuoka.lg.jp/528\\_000032.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000032.html)